

新型コロナウイルス感染症拡大防止に係る
スポーツ少年団活動について

本件につきまして、4月17日(土)以降のスポーツ少年団活動について下記のとおりといたします。

関係者の皆様には、様々な対応によるご負担をおかけいたしますが、ご理解・ご協力のほどよろしくお願いいたします。

記

- スポーツ少年団活動については競技特性や活動内容に応じた感染防止対策を徹底し、実施すること。
- 対外試合等の実施にあたっては、感染防止対策を徹底すること。
ただし、群馬県のホームページで公表している国のまん延防止等重点措置の対象地域及び県外移動を慎重に判断する地域での実施またはその地域の単位団との交流(練習試合の受入等)は自粛とする。
- 宿泊を伴う活動については、当面の間自粛とする。

令和3年4月17日
群馬県スポーツ少年団
本部長 小林 馨